

内宴の起源

——「弘仁の遺美」か「太宗の旧風」か——

滝川幸司

はじめに

平安時代、正月二十日前後に行われた宮廷詩宴、内宴は、「弘仁の遺美」(『日本文徳天皇実録』仁寿二年正月二十二日条)と称されたように、「弘仁」(嵯峨朝)に起源を持つと考えられてきた。しかし、近年、西本昌弘は「唐太宗の先例に倣ったものとみてよい」と新たな説を提出した^{〔1〕}。本稿は西本説を検証し、内宴が、通説の如く中国に由来しない日本独自の行事なのか、新説の如く唐太宗に起源を持つのかを論じる^{〔2〕}。

一、内宴について

内宴について確認しておこう^{〔3〕}。内宴は、「廿一三日の間、若し子日有らば便ち其の日を用ゐる」(『撰集秘記』所引「清涼記」正月)とあるように、正月二十一日から二十三日の間で、子日がある場合はその日に行われる。内教坊の舞

妓による女楽奏舞と、文人による賦詩が中心の宴で、天皇が主に仁寿殿に出御して開く。菅原道真が「彼の恩答の侍臣、勅喚の文士に非ざれば、未だ曾て清談遊宴、夢想追歎せざる者か」（「早春侍宴仁寿殿同賦春暖応製」序『菅家文章』巻二・79）と記すように、天皇の近臣でなければ参加できず、「元老執卿と雖も、其の事に預り侍る者、僅かに十以還」（小野篁「早春侍宴清涼殿翫鶯花応製」序『本朝文粹』巻十一・341）という、うちうちの宴である。しかし重陽宴とともに、平安中期まで開催され、宮廷詩宴として重要な地位を占めた。

内宴の起源については、菅原道真編『類聚国史』（巻七十二・歳時部三・内宴）の記載が参考になる。

内宴

平城天皇大同四年正月戊戌^廿。曲宴。楽を奏す。四位以上に被を賜ふ。

嵯峨天皇弘仁四年正月丙子^廿。後殿に曲宴す。文人に命じて詩を賦せしむ。禄を賜ふに差有り。

八年正月辛巳^廿。後殿に曲宴す。女楽を奏す。侍臣に綿を賜ふに差有り。

九年正月乙巳^廿。曲宴。侍臣に綿を賜ふに差有り。

十年正月乙亥^{二十}。曲宴。

淳和天皇天長八年正月己未^廿。仁寿殿に於て内宴。「春妓応製詩」を賦せしむ。日暮れて禄を賜ふに差有り。

これによれば、道真は、平城朝大同四年に起源を置いているが、この引用からも確認できるように、正月二十日辺の宴は、まだ「内宴」と呼ばれておらず、「曲宴」（臨時の宴）と称されている。正式な公事として確立していなかったと推測される。しかし、道真の時代には既に宮廷詩宴として確立しており、道真が内宴の起源を探る際に、正月二十日辺の宴を探った結果、このような記述になったと考えられる。嵯峨朝には正月の曲宴が恒例化しており、『文徳実録』が「弘仁の遺美」と称したのも、これに拠ろう。

問題は、内宴が日本独自の宴であるか否かである。このことに関しては、道真の次の詩序が参考されるのが通例である。

夫れ早春の内宴は、荆楚の歳時に聞かず、姫漢の遊楽を踵^{ついで}がず。君が故を作りし自^より、我が聖朝に及べり。

（「早春内宴侍仁寿殿同賦春娃無氣力応製」序『菅家文章』巻二・148）

例えば、波戸岡旭は、この部分について『荆楚歳時記』にも見えず、周漢の時代にも先例を見ない、わが国独自の行事であると言うのである⁽⁴⁾と解釈する。基本的にこの理解が現在まで通説となっており、内宴は嵯峨朝に創始された日本独自の行事であると理解されている⁽⁵⁾。

二、「太宗の旧風」説

西本昌弘は、如上の通説に対して異論を述べる。西本は、『紫明抄』『河海抄』若菜上所引の「内宴記」に「唐太宗の旧風なり」とあること、また、『年中行事抄』内宴事が引く「唐曆」の、貞観三年春正月甲子に太宗が「貴臣に内宴」をしたという記事を取り上げ、特に後者について、『旧唐書』『新唐書』よりも同時代資料として価値が高いことに触れ、その『唐曆』に「内宴」と書かれていることは軽視できない。太宗の「内宴」が貞観三年甲子（二十二日）に開かれたとするのも、『唐曆』独自の記載であるが、子の日にあたる正月二十二日に近臣を「内宴」するという太宗の故事は、その日次^{ひなみ}や「内宴」という名称の点で日本の内宴と合致しており、嵯峨天皇やその周辺がこの故事を参照して内宴を創始した可能性は高いとみるべきであろう。

と論じているのである。また、日本起源を説いたとされる、前述の道真詩序についても、「そのように解するのは不動の鉄案ではない」とし、

「君が故を作せし自り、我が聖朝に及べり」とは、周漢・漢代や南北朝時代の行事には遡らないが、唐代の君主が創始し、わが日本に及んだと解釈する余地はある。『統日本紀』庚子朔条が唐僧鑑真の来日のことを、「遠く槍波を渉りて、我が聖朝に帰す」と表現していることも参考となろう。したがって、『菅家文章』のこの一節から、内宴が日本起源の行事であると説くことは、断案とまではいえないと思う。

と述べ、『唐曆』が『日本国現在書目録』に著録されることを指摘し、

空海らの留学生・留学僧が『唐曆』を入手して持ち帰った可能性が高い。そして、日本の内宴はこの『唐曆』の記事に依拠して創始されたものと思われる。

と論じているのである。

さらに西本は、『文華秀麗集』（上巻・16）所収の、王孝廉「奉勅陪内宴詩」を取り上げ、「弘仁五年（八一四）五月に來日した渤海大使の王孝廉が、翌六年正月の内宴に侍して詠んだ詩」と推測する。その根拠を、次のように述べる。

『類聚国史』によると、弘仁四年以降の内宴（曲宴）は、弘仁八年正月辛巳（二十一日）、九年正月乙巳（二十一日）、十年正月己亥（二十日）に行われている。二十一日前後に子の日がない場合、巳の日の二十一日や亥の日の二十日に行われていることがわかる。弘仁六年の場合、正月壬辰（二十日）の翌日が癸巳（二十一日）であった。したがって、国史には記載されていないが、弘仁六年の内宴は正月癸巳（二十一日）に催された可能性が高く、王孝廉はこの日に内裏の後殿に招かれ、宴に侍したものと思われる。

すなわち、内宴―前掲『類聚国史』に明らかかなように、この時期「曲宴」と称される―が、正月二十日辺に開かれているのだから、王孝廉が陪した内宴もその時期であり、干支との関連を勘案して、弘仁六年正月二十一日内宴での作と推定するのである。

その上で、『文華秀麗集』所見の内宴を正月二十一日の内宴とみてよいとすると、少なくとも弘仁六年には内宴の語が成立していたことになる」という。

以上のような検討を経て、西本は、内宴は唐太宗の先例に倣ったもので、弘仁年間から「内宴」と呼称され、「公宴」に準じる年中行事として開催されていたと考えられるのである」と主張するのである。

三、「内宴」という呼称と『唐曆』、王孝廉内宴詩

『唐曆』と内宴の関係については、拙稿⁶でも触れた。この点は、内宴という呼称の問題とも関わるので、王孝廉の内宴詩とともに再検討する。

まず前提としなければならないのは、正月二十日辺の宴を、嵯峨朝では内宴と呼称してないということである。第一節に掲げた『類聚国史』の記載を確認しても明らかである。西本がいうように、『唐曆』に記載される唐太宗の内宴を参考にして、嵯峨朝に創始されたというのであれば、何故内宴と呼ばれないのか、という疑問が生じる。

西本は、嵯峨朝に内宴と呼称された例として、王孝廉の内宴詩を取り上げるが、その論法には疑問がある。西本は、「弘仁六年の内宴は正月癸巳（二十一日）に催された可能性が高く、王孝廉はこの日に内裏の後殿に招かれ、宴に侍したものだと思われる」というのだが、先に注意したように、当時、正月二十日辺の曲宴を内宴と呼んだ例はない。それなのに何故、王孝廉の内宴を正月二十日辺の、いわゆる正月内宴での作と推定することができるのであろうか。王孝廉の内宴詩をこのようにとらえるには、弘仁年間に正月二十日辺の曲宴が内宴と呼称されていなければならないのではないか。

『日本後紀』弘仁二年四月三日条には、「内宴。妓を奏す」とあるが、日付からも明らかのように、正月内宴ではない。

そしてこれが見える、嵯峨朝唯一の「内宴」の例である。⁽⁷⁾つまり、嵯峨朝に於いては、「内宴」という言葉は、正月二十日辺の曲宴にのみ使われたとはいえないのであり――繰り返し返すが、嵯峨朝に正月二十日辺の宴を内宴と呼称した例はない――、王孝廉の内宴を正月二十日辺に求める根拠はない。西本は、王孝廉の内宴を弘仁六年正月二十一日のものと推定した上で、『文華秀麗集』所見の内宴を正月二十一日の内宴とみてよいとすると、少なくとも弘仁六年には内宴の語が成立していたことになる」という。内宴の語自体は先述した通り、弘仁二年四月三日にも見えるので、西本がここでのいうのは、正月二十日辺の宴を内宴と称することが成立したという意味であるが、しかし、この論法は不審である。王孝廉の内宴詩が弘仁六年正月二十一日の作であるという根拠は、少なくとも嵯峨朝に於いて、正月二十日辺の曲宴が内宴と呼称されていたという前提がなければならぬ――しかも、正月以外の内宴の例があるのだから、王孝廉の内宴は正月以外であったともいえるのである――、そのような前提で論が組み立てられているのに、『文華秀麗集』所見の内宴を正月二十一日の内宴とみてよいとすると、少なくとも弘仁六年には内宴の語が成立していたことになる」と論じるのは、循環論法に陥っていないだろうか。

私は、やはり国史が嵯峨朝の正月二十日辺の宴を内宴ではなく、曲宴と記していることを重視すべきだと考える。そもそも内宴という語は、うちうちの私的な宴を意味する普通名詞である。従って、それが正月二十日辺の宴の呼称として、どのように固定していくかが大きな問題ではなからうか。西本は、「国史が内宴のことを曲宴と表記していることに大きな意味はなく、内宴は弘仁年間からすでに内宴とよばれ……」というが、繰り返し返したように、弘仁間に正月曲宴を内宴と呼んだ例はなく、曲宴としか表記していない。それを「大きな意味はなく……」と確かな根拠もなく退けてしまう姿勢には従えない。

『唐曆』と内宴の呼称については、拙稿で次のような憶測を述べた。

太宗の内宴は「正月甲子」、つまり子日に催されていたが、我が国の内宴と子日は、『清涼記』（『撰集秘記』所引）や『北山抄』に「内宴の日程は」廿一二三日の間、若し子日有らば便ち其の日を用ふ」とあるように密接に關係する。……内宴の成立過程に子日が大きな影響を与えていたことが知られる。もつとも天長期最初の内宴である天長八年次は子日ではないが、内宴が、本来子日と密接な関わりを持った正月二十日辺の宴なのであれば、中国においても行われた私宴（太宗の内宴）を、子日との関わりで典拠としたのではないだろうか。⁽⁸⁾

西本説を承けてもこの憶測以上のことはいえないように思う。天長八年六月一日にも「内宴」が行われているが、『日本紀略』、それ以後、内宴の語は正月内宴のみを指すようになるので、内宴という呼称は、正月二十日辺の宮廷詩宴を表す語として、淳和・仁明朝にかけて確立したのであろう。その過程で、恐らく淳和朝に、權威化のために、典拠として、太宗の内宴という呼称が利用されたと考えるべきであらう。

四、道真の詩序

道真の詩序の当該部分を再読してみよう。日本起源説も太宗起源説もこの部分の解釈に基づくからである。今一度本文を、原文とともに掲げる。

夫早春内宴者、 夫れ早春の内宴は、

不聞荆楚之歳時、 荆楚の歳時に聞かず、

非踵姫漢之遊楽。 姫漢の遊楽を踵がず。

自君作故、 君が故を作りし自り、

及我聖朝。 我が聖朝に及べり。

内宴の起源

西本は、この部分を、「周漢・漢代や南北朝時代の行事には遡らないが、唐代の君主が創始し、わが日本に及んだ」と解釈している。「不聞荆楚之歲時、非踵姬漢之遊樂」を「周漢・漢代や南北朝時代の行事には遡らない」と、「自君作故、及我聖朝」を「唐代の君主が創始し、わが日本に及んだ」とするのである。すなわち、「君」を「唐代の君主」、「我聖朝」を「わが日本」と理解しているのである。

詳しく見ていこう。

「荆楚之歲時」は、荆楚の年中行事の意。梁の宗懷『荆楚歲時記』に記される。「姬漢」は、周と漢。姬は周の姓。「自君作故」は、天子が先例を作って以来の意。後漢の張衡「西京賦」(『文選』卷三)に「君が故を作りし自り、何の礼か之れ拘らん」とあるのを使った表現で、李善注には「国語、魯侯曰はく、君、故事を作る。韋昭曰はく、君の作る所なれば則ち故事と為す也」とあり、君(天子)が故事・先例を作ることを用いる。通説に異を唱える西本は、「嵯峨が創始して光孝に及んだのなら、「弘仁聖主」が故を作り、「今上」に及べりなどと記すはずではないか」と述べるのだが、ここは次句とともに四字句構成で、「西京賦」の「自君作故」をそのまま用いた表現である⁹⁾。西本の理屈からいえば、「自唐太宗作故」とでも表現されるのではなからうか。

西本は、「我聖朝」を「わが日本」と解しているが、「聖朝」は、今の天子の時代を尊んでいう語である。また、天子そのものを指す場合もあるが、ここは前者。後漢の陳琳「檄吳將校部曲文」(『文選』卷四十四)に「聖朝は寛仁覆載にして、允まことに信允まことに文、大いに爵命を啓きて、以て四方に示す」と見える。「聖朝」は、後漢の献帝を指し、その恵み深きを讃える。蜀の李密「陳情事表」(同卷三十七)に「伏して惟みれば、聖朝孝を以て天下を治む」とあるのは、晉の武帝の御代が孝で治められていることをいう。この他『文選』に多くの例を見る。白居易にも「策林五十二」の「議井田阡陌」(『白氏文集』卷四十七・2069)に「秦漢自り聖朝に迄おとぶまで、因循して未だ遷らず、積習して弊と成る」と

あり、新釈漢文大系は「秦、漢以来、聖なる天子様がしろしめす当代におよんでも、未だに古くからの習慣は変わることなく、長年の悪習は弊害を作り上げてしまった」と訳す。当該詩序の作者、道真には、「為大学助教善淵朝臣永貞請解官侍母表」〔菅家文章〕卷十・614に「伏して惟みれば、聖朝は民の父母為りて、孝を以て治を行ふ」、「為右大臣依故太政大臣遺教以水田施入興福寺願文（貞觀十五年九月二日）」（同前卷十一・644）に「恩沢追贈の礼、寵章を聖朝に譲り、権軍引摂の因、勤修を家僕に禁ず」他の例があるが、前者は、清和天皇が「民の父母」であり「孝を以て治を行ふ」といい、後者の「恩沢追贈の礼、寵章を聖朝に譲り」は、貞觀十四年九月四日に清和天皇の策命により、藤原良房が忠仁という諡号を贈られ、美濃公に封じられたことについて、同十月十日に、基経が「停廢」を望んだことをいう。同日、清和が基経の願いを聞き入れないという勅答を下すのだが、そこには「今卿の上表、公の為に之れを譲る」という表現も見える（以上、『日本三代実録』）。すなわち、この「聖朝」は、清和天皇を指す。

以上の例を勘案すれば、「我が聖朝に及べり」を「我が日本に及んだ」と解釈することはできず、光孝天皇の御代に及んだとすべきであろう。「君が故を作りし自り、我が聖朝に及べり」は、天子が先例を作られて以来、我が光孝天皇の御代にまで及んだのだ、と通釈することができる。¹¹⁾

もちろん可能性でいえば、「自君作故」の「君」を唐太宗と解釈する餘地はある。しかし、「荆楚の歳時に聞かず、姫漢の遊樂を踵がず」を、「荆楚の年中行事に聞いたこともなく、周漢の遊樂の跡を継いだものでもない（唐太宗に依拠するのだ）」と（ ）を補って解釈できるとは考えられない。代表的な年中行事でも聞いたことはなく、古代中国の遊樂を継ぐものではないと、「荆楚」「姫漢」で中国を代表させたと考えるべきであろう。¹²⁾ もし、唐太宗を継ぐという内容を加えたいのであれば、例えば、紀齊名「三月尽同賦林亭春已晚各分一字応教」序『本朝文粹』卷八・220の「夫れ三月尽は、虞夏の文、略して載せず、荆楚の俗、得て称する無し。皇唐以降、元白の流、粗あら篇章を布き、之れを

竹帛に垂る」のように記述されるのではなからうか。この文章は、前半は、道真詩序の表現に基づき、「虞夏の文」にも「荆楚の俗」にも記されないと述べ、しかし、唐以後元白の類が多く作品を広めたというのである。内宴が太宗の旧風なのであれば、斉名の詩序の如く、「荆楚の歳時に聞かず、姫漢の遊樂を踵がず」の後に、しかし、太宗が新たな風を作り云々などと続けるのではないか。

惟宗孝言「納和歌集等於平等院経蔵記」(『本朝統文粹』卷十一)は、冒頭、和歌について「和歌は、八万十二の教文に闕はらず、姫旦孔父の典籍に載すること無し」と、仏典にも儒教経典にも見えないと述べた上で、日本独自の風俗であると続くのだが、道真詩序の「夫れ早春の内宴は、荆楚の歳時に聞かず、姫漢の遊樂を踵がず」も同様な文脈として理解すべきであろう。

何よりも、道真と同じく儒家たちが内宴を本朝の行事であると記していることが重要であろう。

大江朝綱「早春侍内宴賦聖化万年春応製」序(『本朝文粹』卷九・234)には、

臣故事を検するに、三春の初め、九重の内、密宴を燕寝に設け、近臣に賜ふに鸞觴を以てするは、蓋し本朝の前蹤、早春の内宴也。

とあり、内宴を「本朝の前蹤」という。また、藤原俊憲「早春内宴侍仁寿殿同春生聖化中応製」序(田安德川家蔵『内宴記』)には

内宴の時義遠い哉。源は弘仁の聖朝に起こり、慶は長元の宝曆に及ぶ。

とあり、明確に弘仁起源を述べるのである。

朝綱、俊憲という儒家がこのように述べている事実を無視すべきではない。

五、唐太宗と嵯峨朝 君臣唱和をめぐる――

以上述べ来たったように、西本が述べる、内宴唐太宗起源説は成り立たないと思われる。内宴は、嵯峨朝に起源を持ち、当初は曲宴として行われていたのが、淳和朝に『唐曆』の記載に基づき、内宴と呼称されるようになったと考えざるを得ない。宴自体は嵯峨朝に起源があり、その正月曲宴を内宴と呼称する根拠に太宗の故事が必要とされたのではないか。しかし、それは嵯峨朝ではなく淳和朝に起こったことである。嵯峨朝に誕生した内宴が太宗の内宴に倣ったとは考えにくい。そもそも嵯峨朝で正月曲宴を内宴と呼称したことはなく、儒家である道真らも本朝起源だと考えていたのである。

確かに、嵯峨朝は唐太宗の事績に倣った事業が見出せる。しかし、同じような事業・文事とはいえ、子細に見れば違いはあるし、唐太宗由来か否かを再検証する必要もあろう。

例えば、嵯峨朝の特徴として頻繁に言及される、嵯峨と臣下との唱和詩の存在がある。西本も次のように述べる。

大須文庫本『翰林学士集』には太宗と群臣四十七名との侍宴応詔詩など計五十一首と詩序一首が収録されており、日本の弘仁・天長期詩壇と同様の様相が、唐の太宗の時代に展開していたことが想定できる。……日本の政治・文化を唐朝創業期である太宗の時代に倣って近代化しようとしたのである。

確かに太宗と群臣の君臣唱和と嵯峨朝のそれは近似している面がある。『翰林学士集』には、太宗へ唱和した群臣の作が収載され、嵯峨朝が「君臣唱和」を特徴とすることはよく知られている。

しかし、相違点もある。『翰林学士集』を見れば、収められた唱和（奉和）詩は、「君」が「唱」えた詩に「臣」が「和」するのがすべてである。しかし、嵯峨朝はそうではない。臣下の作に和したものが多く見える。嵯峨の天皇在位時

代のみ一覽する。

和左大將軍藤冬嗣河陽作『凌雲集』14)

和左金吾將軍藤緒嗣過交野離宮感旧作(同前・15)

和左衛督朝嘉通寓直周廬聽早雁之作(同前・16)

和菅清公秋夜途中聞笙(同前・17)

和清公賦早雪(同前・18)

和進士貞主初春過菅祭酒旧宅悵然傷懷簡布巨藤三秀才作一絶(同前・19)

和金吾將軍良安世春齋別筑前王太守還任『文華秀麗集』卷上・19)

和光法師遊東山之什(同前卷中・72)

和澄公臥病述懷之作(同前卷中・76)

和尚書右丞良安世銅雀台(同前卷中・81)

和菅清公傷忠法師(同前卷中・86)

和巨識人春日四詠(同前卷下・110、111)

和内史貞主秋月歌(同前卷下・137)

和藤朝臣春日過前尚書秋公歸病之作『經国集』卷十一・98)

和菅清公春雨之作(同前卷十一・102)

藤原冬嗣や良岑安世のような高官・近臣だけではなく、『凌雲集』19の和詩は、「進士貞主」、すなわち当時文章生であつた滋野貞主に和した作で、その上で「布・巨・藤三秀才」という三人の文章得業生に送っているのである。これ

を卑位の身分までも詩によって取り込もうとする、ある種政治的な行動と取るか、そうした政治性を排除した、詩への興趣による私的関係と取るか、明確に判断できないところもあるが、少なくとも嵯峨が、詩を介して隔絶した身分の人物の作に和していることは事実である。太宗の唱和との差異が際立つ。『全唐詩』を閲しても、太宗が臣下の作に和したものは見当たらないのである。⁽¹³⁾

嵯峨朝と唐太宗の時代の影響関係については、さらなる慎重な検討が必要であろう。

おわりに

内宴の起源に関する新説を検証してきた。資料を検討する限り、内宴は「太宗の旧風」ではなく、日本独自の行事であり、名称を付す際、権威化のために、太宗の「内宴」という呼称を借りたと考えるべきであろう。嵯峨朝には確かに太宗に倣った政策があるが、太宗に引きつけすぎることには慎重でなければならぬ。太宗の文事と近似する例があるといっても相違点もある。君臣唱和のあり方はそれを示しているし、そこにこそ嵯峨朝の性質が表れている。

嵯峨朝の文事は「文章経国」思想を基盤とし、政治と文学が緊密に結びついた世界だと論じられることがある。年中行事、行幸先による多くの詩宴の開催、君臣唱和、勅撰集の編纂など、いかにも「文章経国」の世界といえる。が、既に指摘したように、君臣唱和という方法自体が、嵯峨の私的意志に関わる。⁽¹⁴⁾「文章経国」の受容についても、従来、嵯峨朝の国家的スローガンだととらえられていたが、勅撰集編纂の理念として利用されたもので、嵯峨朝全体を覆う文学的思潮として理解することには疑問がある。⁽¹⁵⁾ 嵯峨朝の文事は経国性を持つという理解が一般化し、そのことを前提に論が立てられているようだが、もう一度、フラットな視点でとらえるべきではないか。太宗の政策との関連も含め、嵯峨朝の文事は、なお検討の餘地を残している。

- (1) 西本昌弘「嵯峨朝における重陽宴・内宴と『文鏡秘府論』(北山田正他編『日本古代の「漢」と「和」——嵯峨朝の文学から考える』アジア遊学 188・勉強出版・二〇一五年)。なお、西本は既に「唐風文化」から「国風文化」へ(『岩波講座日本歴史第5巻・古代5』岩波書店・二〇一五年)に於いても同様の見解を述べている。但し、論証されているわけではなく、西本説としてはアジア遊学所収論稿を取り上げる。
- (2) なお、山中裕「内宴」(『平安時代史事典』角川書店・一九九四年)も「中国より渡来したもの」と述べるが、根拠は示されていない。
- (3) 以下、内宴については、拙稿「内宴」(『天皇と文壇 平安前期の公的文学』和泉書院・二〇〇七年、一九九五年初出)に詳述したので参照されたい。以下の見解も基本的に変わっていない。
- (4) 波戸岡旭「内宴詩考」(『宮廷詩人 菅原道真——『菅家文章』『菅家後集』の世界』笠間書院・二〇〇五年、一九九四年初出)。
- (5) 山中裕「平安朝の年中行事」(『瑞書房』一九七二年)「春の行事・内宴」は、根拠を挙げるわけではないが、「内宴は特に大陸の風習の輸入とする必要もなからう」という。
- (6) 拙稿「内宴」(前掲)。
- (7) 『日本後紀』は残欠なので厳密には他の例が存する可能性もあるが、『類聚国史』の記載によって、少なくとも、正月曲宴を内宴と称した例がなく、その上で、他の月に内宴と称される宴があったことが重要である。
- (8) 拙稿「内宴」(前掲)。
- (9) 「西京賦」を典拠とすること、早く、柿村重松『本朝文粹註釈』(富山房・一九六八年、一九二二年初版)、川口久雄『日本古典文学大系 菅家文章・菅家後集』(岩波書店・一九六六年)に指摘がある。
- (10) 『新釈漢文大系 白氏文集 八』(明治書院・二〇〇六年)。
- (11) 西本は、光孝天皇を指すのであれば、「我聖朝」ではなく「今上」と記すはずだというが、「聖朝」で当代を意味するので、「今上」と表現する必要はない。また、西本があげる『続日本紀』の「聖朝」は、鑑真が来日した孝謙天皇の御代、あるいは孝謙自身

を指すと考えられる。

(12) 本序は、『本朝文粹』巻九にも所収されるが、『文粹』では「聞」を「関」に作る。荊楚の年中行事とも関わらない、と、一層無関係性を主張する文脈になる。

(13) 嵯峨の和詩については、後藤昭雄「勅撰三集漢詩人の身分と文学」、「嵯峨天皇と惟良春道」(『平安朝漢文学史論考』勉誠出版・二〇一二年、前者は二〇〇八年、後者は二〇〇七年初出)を参照。前者には、嵯峨の和詩一覽もある。

(14) 嵯峨朝文壇の私的人格については、拙稿「天皇と文壇―平安前期の公的文学に関する諸問題―」、「平安初期の文壇―嵯峨・淳和朝前後―」(『天皇と文壇 平安前期の公的文学』前掲)に述べた。但し、これらの拙稿では、卑位の官人との唱和について、宮内秩序から離れた人格的結合と考えているが、今は、より私的興趣によるものであったのではないかと推測している。

(15) 拙稿「勅撰集の編纂をめぐって―嵯峨朝に於ける「文章経国」の受容再論―」(『日本古代の「漢」と「和」―嵯峨朝の文学から考える』前掲)、「経国の「文」―『典論』「論文」の受容と勅撰集の成立―」(河野貴美子他編『日本「文」学史第1冊「文」の環境―「文学」以前』勉誠出版・二〇一五年)。

〈引用本文〉

菅家文草―元禄十三年版本。日本古典文学大系本(岩波書店)の作品番号を付した

本朝文粹―新日本古典文学大系(岩波書店)

類聚国史、本朝続文粹―新訂増補国史大系(吉川弘文館)

凌雲集、経国集―小島憲之『国風暗黒時代の文学』(塙書房)

文華秀麗集―日本古典文学大系(岩波書店)

内宴記―「田安德川家蔵『内宴記』影印」(日本漢学研究4)

撰集秘記―所功『京都御所東山御文庫本撰集秘記』（国書刊行会）

*漢文（散文）の引用は、原文が確認できない恐れはあるが訓読で示した。なお引用文中、（～）内は割注を表す。

（本学教授）